

第1回水と緑の森づくり会議（H25.5.30） 議事概要

1. 水と緑の森づくり事業等について

○岩本委員

- ・水と緑の森づくり事業は森の保全が主だと思うが、林業は経済ベースにのらないといけない。また、新聞にあったバイオマスについては、安定的な資源の確保が必要である。

○岡本委員

- ・国や県では林業についての色々な施策を実施しているようだが、知らない事が多い。もっと、周知をする必要がある。
- ・知ってもらうためには、参加させることが大切。

○周藤委員

- ・みーもの森づくり事業は、参加者が少ない。もっと参加者があれば良い。
- ・子どもの参加者が比較的多いことは良い。山は入ってみなければ分からない。体験が大切である。その際、指導する方の大人の養成も大事である。
- ・みーもサマースクールはパンフレットを配るだけではなく、話をしに行くと感じてもらえる。

○橋本委員

- ・水森税について他県も同じような税があると思うが、例えば高知県との違いは？森林が再生されているか？島根県らしさを出したものはなにかあるか？

→事務局：別紙のとおり

2. みーもの森づくり事業採択審査

○岩本委員

- ・全体として、参加者数が少ない。参加を多くしてもらう工夫が必要では。
- ・薪ストーブ等のバイオマスの活用は、需要の見通しがあるか。
- ・㊸について、町の施策とみーもの森づくり事業をリンクさせるのは1つのアイデアだと思う。
- ・㊷の子どもの体験の場整備は、日常訪れることのできる距離か？管理・安全面はどうか、疑問な点はある。
- ・㊹は学校として独自に取り組むというところはインパクトがあり良い。

○岡本委員

- ・全体によく考えられている。
- ・石見部からの提案が少ない。制度を知らないのでは。
- ・島根県は水がおいしい。森があるから水もおいしいので水売り出しても良いのでは。

○栗田委員

- ・予算はどのように配分していくのか。どこかで切るのか。
- ・㊺は公園に桜を植えることになっているが、これは海づくりにつながるのか。植えるならば、ブナやナラが良いのでは。

○周藤委員

- ・㊻は、植えるところがないのでは。
- ・㊼は除草剤をまくのはどうなのか。
- ・㊽は一般参加が少ない。もっと参加者を集められるのでは。
- ・㊾はD評価だが、波及効果があるのでは。

○伊藤委員

- ・㊿は委託制作となっているが、ボランティア等でやってはどうかと思う。
- ・一般の人が参加する体験会は、季候の良い秋や春が良いのでは。

3. その他

○岩本委員

- ・来年に向けて、みーもの森づくり事業の膨大な資料をもらったが、事前に事務局案を送って欲しい。

→事務局：来年度の参考とします。

森林整備に係る地方独自課税使途について

1. 島根県と高知県との比較

県名	森林率 全国順位	導入年度	税の名称	年間 個人負担額	年間 法人負担額	H24基金 積立額(予算)
島根県	3位	H17	水と緑の森づくり税	500円	※	200,192千円
高知県	1位	H15	森林環境税	500円	500円	167,009千円

※均等割額の5%相当 千円~4万円(例:資本金等の金額1千万以下 1,000円)

○間伐

島根県	荒廃林整備を目的とし、国事業で対応出来ない、10年以上管理されていない高齢林の間伐を実施
高知県	森林の荒廃防止を目的とし、国事業も活用して、CO2吸収機能の高い若齢林の間伐、ダム上流域等水源かん養機能の高い森林の間伐を実施

○活動団体への助成

島根県	予算額40,306千円の範囲内で、県民主体の森づくり活動の提案を審査し、実施を支援
高知県	予算額2,030千円の範囲内で、機械器具等の導入、地域通貨事業の支援

○シカ対策

島根県	他の事業で対応しているため、当基金事業では対応していない
高知県	シカ被害調査、捕獲、被害防止ネット設置

○担い手対策

島根県	他の事業で対応しているため、当基金事業では対応していない
高知県	林業機械研修開催

○CO2排出件取引に係る業務

島根県	他の事業で対応しているため、当基金事業では対応していない
高知県	認証センター運営費

◎島根県では、県民参加の森づくりとして、水と緑の森づくり事業でしか対応出来ない事業を中心に、対象事業を絞り込み、集中して事業を実施しています。

2. 他県における使途事業の状況

※太字の斜文字は、本県の水と緑の森づくり事業では対応していない項目

都道府県名	導入 時期	主 な 事 業 内 容												
		間 伐		森林の 公有化	災害の 復旧	伐採跡 地植栽	再造林	担い手 の育成	木材の 利用	ボランティア 活動	里山林 整備	情報の 発信等	そ の 他	
		県単独	国庫活用											
高知県	H15	○	○					○	○	○	○	○	・森林環境教育 ・シカ被害対策	
岡山県	H16	○	○		○			○	○	○	○	○		
鳥取県	H17	○	○		○		○			○	○	○	・里山林整備(竹林対策、森林環境対策)	
島根県	H17	○					○ 抵抗性松の 植栽		○	○	○	○	竹林伐採	
山口県	H17	○								○		○	・繁茂竹林の伐採 ・荒廃した海岸林の整備 ・荒廃したアカマツ林の整備 等	
愛媛県	H17	○	○					○	○	○	○	○	・シカ被害対策	
熊本県	H17	○				○	○		○	○	○	○	・シカ被害対策 ・木製椅子購入支援	
鹿児島県	H17	○	○ B25、26限定		○		○		○	○	○	○	・松くい虫被害対策	
岩手県	H18	○						○	○	○	○	○		
福島県	H18	○	○			○ (国庫活用)	○ (国庫活用)		○	○	○	○	○	・間伐材搬出支援 ・路網整備 ・森林環境学習の推進 ・市町村への交付金 ・森林文化の復興・継承 ほか
静岡県	H18	○			○							○	○	
滋賀県	H18	○	○					○	○	○	○	○	○	・流域森林づくり委員会事業
兵庫県	H18	○ 緊急防災林 整備			○ 緊急防災林 整備	○ 針広混交林 整備(広葉 樹)				○ 住民参画型 森林整備	○ 里山防災林 整備			・人と野生動物の棲み分けを図る緑の廊下(バッファゾーン)を設置するとともに、荒廃した広葉樹林の整備を行う。 ・都市における環境の改善や防災性の向上などを目的に、住民団体等が実施する植樹や芝生化等の緑化資材費等を補助

2. 他県における使途事業の状況

※太字の斜文字は、本県の水産事業では対応していない項目

都道府県名	導入時期	主 な 事 業 内 容											
		間 伐		森林の 公有化	災害の 復旧	伐採跡 地植栽	再造林	担い手 の育成	木材の 利用	ボランティア 活動	里山林 整備	情報の 発信等	そ の 他
		県単独	国庫活用										
奈良県	H18	○						○	○	○	○	○	・森林環境教育の推進 ・森林とのふれあいの推進 ・森林生態系の保全
大分県	H18	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
宮崎県	H18	○	○	○	○	○				○	○	○	
山形県	H19	○	○※					○	○	○	○	○	※国庫活用分は、所有者負担分の充当 (県義務負担分は一般財源)
神奈川県	H19	○	○	○				○		○		○	・間伐材の搬出促進
富山県	H19	○				○※1	○※2		○	○	○	○	※1 風害被害林の整理地等で、天然更新が困難な箇所等 ※2 優良無花粉スギの植栽
石川県	H19	○	○							○	○	○	・侵入竹の除去
和歌山県	H19	○		○		○			○	○	○	○	
広島県	H19	○							○	○	○	○	・森林病虫害の被害対策 ・森林・林業体験活動への支援
長崎県	H19	○	○						○	○	○	○	
秋田県	H20					○	○			○	○	○	・野広型造林 ・小中学校等における森林環境学習活動の支援 ・森林ボランティア活動をサポートするワンストップ窓口の設置・運営
茨城県	H20	○	○	○	○				○	○	○	○	・森林林業体験学習 ・筑波山ブナ林の保全 ・木質バイオマスの利用促進
栃木県	H20	○						○	○				・人工林の野生獣被害対策 ・税事業評価
長野県	H20	○	○	△				○	○	○	○	○	・間伐材搬出支援 ・里山契約化支援 ・里山利用支援 ・森林の里親促進
福岡県	H20	○		○		○				○		○	・松くい虫被害対策の強化
佐賀県	H20	○	○※	○						○		○	※森林所有者等による間伐を支援（造林事業等補助金に上乗せ） 支援要件：搬出間伐の条件が悪い森林（林道から遠いなど、搬出量が40m3/ha未満となる森林）に支援 →林業生涯活動を活用した森林の保全（荒廃森林の拡大防止）
愛知県	H21	○		○				○	○	○	○	○	
宮城県	H23	○				○		○	○	○	○	○	
山梨県	H24	○	○						○	○	○	○	・間伐・植栽実施区域の獣害防除 ・広葉樹の植栽 ・教育機関等が行う森林体験活動に対する助成
岐阜県	H24	○	○	○					○	○	○	○	・生物多様性・水環境の保全関係（流域清掃、鳥獣害対策、里地保全、魚道保全、上下流交流など） ・人づくり関係（環境教育など） ・市町村からの提案事業 など
群馬県	H26	○		○						○	○	○	・松くい虫被害林の再生
※三重県	H26			○					○	○	○		・崩壊土砂流出危険地区における森林整備 ・沿山施設に堆積した土砂や腐木の除去 ・小中学校等における森林環境教育の推進 ・小中学校への県産材を活用した机・イスの配布や教室内装の木質化 ・公共建築物の県産材による木造・木質化 ・海岸漂着流木の回収活動支援 など ※平成26年4月から「みえ森と緑の県民税」の導入決定（使途は現段階で検討中のもの）。県営事業だけでなく、市町交付金事業を設けることとしており、使途については市町で実施する分を含む。
35		33	18	10	8	10	9	12	23	33	30	33	

注) 「国庫活用」とは、国庫事業の上乗せ、県義務負担分・所有者負担分への充当